

# 音仮名の訓仮名化

——清濁を書き分けられない表記システムをめぐる——

## 澤崎文

### 一 清濁を書き分けられない表記システムの生成

平仮名や片仮名は、その発生以来、字体によって清濁を書き分けられない表記システムをとっている。清音の「か」をあらわすにも濁音の「かゝ」をあらわすにも、「か」「カ」などの同一の字体を用いており、現代でもそれは同様である。日本語の歴史上、濁点が生まれてからは、濁音の方に補助符号としての濁点「ゝ」を付すことよって清濁の違いを明示するようになったが、それでもやはり清濁に同一の字体を用いていることには変わらない。

平仮名・片仮名成立以前、上代の万葉仮名には、字体によって清濁を書き分ける表記システムがあったことが知られている。たとえば、清音「か」には「可」や「加」を、濁音「かゝ」には「我」を使うなどして、補助符号に頼るのではなく、字体そのものが異なる文字を用いて清濁の書き分けをおこなっているのである。ただし、上代の万葉仮名であっても、資料によっては清濁の書き分けがゆるい、または全く清濁を書き分けしていないものがあつたこ

ともよく知られている。

清濁の書き分けがされない万葉仮名資料について、これを清濁の違いが聞き取れない「耳」をもつた人物によって書かれたためだと考える説が、浜田敦（一九七二）、馬淵和夫（一九七七）から出されている。これらの説は、当時の清濁の違いを同一音素の異音の関係であると考え、音韻的な区別はなかったと捉えるものであり、音声的な違いにすぎない清濁を聞き分けられる人物には書き分けられたが、そうでない人物には書き分けられなかったと考えるものである。しかし、たとえば『続日本紀』宣命に使われた万葉仮名を見ると、同じ詔であってもその内部において大字の万葉仮名は清濁をよく書き分けていながら、小字の万葉仮名は書き分けがゆるいという様子が見てとれる。<sup>(1)</sup>もし清濁の書き分けのゆるさが書いた者の「耳」によるのであれば、続紀宣命の大字を書いた人物と小字を書いた人物とは異なる「耳」を持つていたことを想定しなければならず、ひとつの宣命が何人もの手によって不統一に作成されたということになり受け入れがたい。そのため、

清濁を聞き取れる「耳」は持つていても、場合によってはあえて書き分けたいという選択があり得たと考えるべきである。

ではなぜ、あえて清濁を書き分けたい表記システムが生まれ、その後平仮名・片仮名に採用されるまでになり得たのか。

亀井孝（一九八六、一九七〇）は、平仮名や片仮名が清濁を書き分けられないことについて、当時の濁音が語のまとまりを示すアクセントのような役割を担うものであり、必ずしも文字化を要求されるようなものではなかったことをその理由としている。また、屋名池誠（二〇一一）は、当時の濁音の総体の中で連濁によるものが占める割合が高く、これを清音表記することは形態素表示としてのメリットがあつたということ述べ、清濁を書き分けられない表記システムが採用された理由としている。しかし、亀井の説は清濁の区別をもたないシステムとなることを許した状況の説明にはなりうるが、すでにあつた清濁を書き分けるシステムから、書き分けられないシステムへと変化せしめた直接の要因を説明しているわけではないように思える。亀井の言うように清濁が必ずしも文字化を要求されるようなものではなかったとしても、清濁を書き分ける書き方もある以上、あえて清濁を書き分けたいことには積極的に直接的な要因がほしく思われる。また、屋名池の言うように清音で表記することに形態素表示としてメリットがあるならば、記紀万葉もそのメリットを生かして清音の仮名で濁音が表記されていなければならぬであろうし、『統日本紀』宣命の大字と小字のように、一つの資料で部分的に清濁書き分けの度合いが異なるものは、形態素表示のメリットをどのように考えればいいのか。

か、疑問が残る。清濁書き分けシステムから非書き分けシステムへと変化した、直接の要因はどこにあつたのであろうか。

## 二 清濁を書き分けられないのは能率化のためか

犬飼隆（二〇〇五、一九七三）は、記紀万葉が清濁をよく書き分ける一方で、正倉院万葉仮名文書や木簡、落書の類が清濁をあまり書き分けず、それは資料それぞれの「漢字離れ」の度合いに応じていると論じた。つまり、長く保存する記紀万葉のような資料には元々の漢字音に忠実に万葉仮名が使われ、長く保存することを目的としない万葉仮名文書・木簡・落書のような資料には元の漢字音から離れた万葉仮名の使われ方がなされたということである。さらに時代が降った資料ほど書き分けの度合いがゆるくなることも併せて、「長く保存する必要が無いから簡略を旨とする表記が採用されたのであり、そのような場で主として用いられた万葉仮名が片仮名・平仮名の母体となつたのである。」（六〇頁）として、万葉仮名から平仮名へのつながりを述べている。

犬飼は、亀井（一九八六）が述べた、語のまとまりを示すという濁音の機能を肯定する立場をとっており、清濁の書き分けの有無について次のように述べる。

systemとしての万葉仮名は、その歴史のはじめから、語の同認のために語形を正確に表示しようとする指向性と、語の同認に支障がない限り簡易に表記しようとする指向性とをあわせて内含していた。言うまでもなく、語形表示の正確を旨とする指向性は、書き手も読み手も高度な漢字の知識を備え

ているという条件下において、労をいとわず厳密さが要求されるような場で強くはたらき、簡易を旨とする指向性は、厳密さよりは能率が要求されるような場で強くはたらき、漢字についての詳しい知識を必要条件としなかったであろう。

(六四～六五頁)

確かに、長く保存する必要がない正倉院万葉仮名文書や木簡・落書の類は、記紀万葉よりは簡易を旨としたであろうし、能率化が要求されたであろうと考えられる。亀井(一九八六)においても、上代の濁音をアクセントに似た機能のものと考え、それを書き分けることが必ずしも要求されるものではなかったと述べることから、清濁を書き分けないシステムが生まれた直接の要因は能率化にあったと考えているように読み取れる。しかし、本当に清濁を書き分けないシステムは能率化のために生じたのであろうか。

犬飼は清濁書き分けのない表記システムを能率化によるものとし、対する清濁書き分けのある表記システムを語形表示の厳密さを目指すものとする。『万葉集』の訓字主体表記は、音仮名において清濁がよく書き分けられていることが知られており、全体としては清濁書き分けのある表記システムだと言えるだろう。しかし、訓字主体表記に無視できない数使われている一字一音節の訓仮名には、清濁の書き分けが見られないことが、鶴久(一九六〇)、西宮一民(一九七〇、一九六〇)によって指摘されている。

あひびきのやまからかまきさきくさのこまにみゆきふりくる  
足曳の山嶋高卷向之木志乃子松二三雪落来(万⑩三三三三)  
あひみてばましくひはなまきむかとおもへいとよまほりまほり  
相見者須臾戀者奈木六香登離念弥戀益来(万④七五三三)  
みだればせかききこみをとらひかかぬれ  
視渡者近里廻乎田本欲今衣吾来巾振之野尔(万⑦二四三三)

…所そこ虚こ故ゆ名な具ぐ鮫さ兼か天てん氣き田でん敷し深しん相さ屋や常じょう念ねん而に…(万②一九四)

右は四首とも『万葉集』の訓字主体表記に現れる歌であるが、訓仮名「木」が二三三番歌では「きし」(岸・塵)の清音キ乙類に、七五三番歌では「なぎ(風・和)」の濁音ギ乙類に使われている。

また、訓仮名「田」が一二四三番歌では「たもとほり(廻)」の清音タに、一九四番歌では「けだしく(蓋)」の濁音ダに使われている。このとおり、一字一音節の訓仮名には、『万葉集』に使われているものであっても清濁が書き分けられていないのである。この様子を見るに、一字一音節の訓仮名で書かれた部分は、清濁の音形が厳密に表せないのであって、清濁を書き分ける『万葉集』の表記システムに反するあり方だということになる。訓仮名は仮名主体表記に少なく訓字主体表記に偏るが、少なくとも『万葉集』の訓字主体表記は、音仮名で清濁を書き分けてはいても表記体全体において音形を厳密に示そうとはしていないということである。この点で、清濁書き分けにまつわる「音形の厳密さを目指すシステム」対「能率のよさを目指すシステム」という対立構造そのものに疑問が生じるのではないか。

亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編『日本語の歴史』(二〇〇七、一九六三)は、なぜ平仮名・片仮名に清濁区別のシステムが作られなかったかという問題について次のように述べている。

結論をさきにだしておけば、この問題は、まだ究明しつくさ  
れていない。いちおうの常識として文字の簡易化という理由  
も考えられるが、清濁の関係が、環境の支配によって保持さ  
れる、いわゆる連濁の場合については、もつともらしく首肯

できても、簡易化のために本来の濁音<sup>③</sup>まで清音の字で代置させたと考えることは、学問的な立場からは、いささか乱暴すぎる。(四二二頁)

やはり清濁を書き分けない表記システムが発生し平仮名・片仮名に採用されたことには、表記の能率化以外の合理的な理由を見いだす必要があるのではないか。

### 三 多音節訓仮名の清濁

前述したとおり、鶴(一九六〇)、西宮(一九七〇)によると一字一音の訓仮名は清濁に両用されていることがわかるわけだが、両者は『万葉集』の多音節訓仮名にも言及し、その第一音節は清濁を書き分けていないものの、第二音節以降はかなり厳密に清濁を書き分けていることを指摘している。たとえば、次の多音節訓仮名「鴨」のように、「カモ」にも「ガモ」にも当てられる様子からは第一音節の清濁を区別していないことがわかる。

川瀬之石迹かしのいしかたりのいしあと 渡野干玉之黑馬之来夜者常二有沼鴨わたのくまのまのくろのよはつねにわの鴨 (万⑬三三三三)  
天橋文長雲鴨あまはしふななぐも 高山文高雲鴨たかみやまふななぐも 月夜見乃持有つきよみのもち 越水伊取来而公奉こしづみいとり来てのみことほう (万⑬三三〇九)  
而越得之旱物をこえとくしのかもの (万⑬三三四五)

しかし、第二音節以降が清濁の対立をもつ音節となる訓仮名、たとえば「秋」「酒」「鶴」「鈴」などは、「秋足目八方(飽き足らめやも)」(万⑬九三二)、「振酒見者(振りさけ見れば)」(万⑬三三〇九)、「鶴寸乎白土(たづきを知らに)」(万①五)、「鈴寸釣(すずき釣る)」(万③二五二)のように、第二音節以降の清音・濁音を元の訓仮名と表す語とで一致させており、第二音節以降の清濁は厳密に区別さ

れていることがわかるのである。

これはつまり、訓仮名であればどの位置の音節も清濁を書き分けないという法則は存在しないことを意味している。『万葉集』が清濁を書き分けないのは、一字一音節のものも含めた訓仮名の第一音節に限るということである。第一音節が清濁の両用を許すのは、訓仮名がそのよみの根拠とする日本語の和語において、語頭の音節は他の形態素の後ろについて連合した場合、連濁によって濁音化することが経験として知られており、そのことを元に第一音節は清音と濁音に両用できると判断されていると考えられる。西宮(一九七〇)は次のように述べている。

一音節語が語として本来清音のものが、音声的に〈連濁〉を生じて濁音化するといふことと、今度は訓仮名としてそれを用ゐる場合、音声的に〈連濁〉を生じさせて濁音化するといふことが同じ意識としてはたらいだしたものと考えることができよう。これが、清濁両用の根本的な理由である。(六〇二頁)

連濁による濁音化の知識が訓仮名の清濁両用を支えているとはいえず、濁音節に使用される訓仮名がそのつど連濁を起しているというわけではない。たとえば訓仮名「木」ならばキ乙類とギ乙類に、「田」ならばタとダに両方読みうる文字として捉えられているということであろう。それがしかるべき箇所には仮名として使用された結果、訓仮名の第一音節は清濁を書き分けていないように見えるということである。

#### 四 『新撰万葉集』と清濁

前節では『万葉集』における訓仮名と清濁の関係を見たが、それでは、平安時代に成立した資料の訓仮名において、清濁との関係はどのように見られるのだろうか。『新撰万葉集』は、西暦九一三年ごろに成立したと考えられる歌集であるが、その歌表記には『万葉集』の訓字主体表記と似た漢字万葉仮名交じりの表記体が採用されており、訓仮名も多く使われている。この『新撰万葉集』について平安時代の清濁と表記の関係を考えてみたい。

まず第一に、『新撰万葉集』には、一字一音節の訓仮名はむしろ、音仮名についても清濁を書き分けないシステムがとられていることが見てとれる。たとえば訓仮名「手」が「流手堰者（流れて堰げば）」（下三七〇）、「何手加（如何でか）」（下四二六）のように清音テと濁音デに両用されているほか、音仮名「都」が「見都例者（見つければ）」（上一〇五）、「音都禮裳（訪れも）」（上一八三）のように清音ツと濁音ヅに両用されている。このようなものが全体にわたって見受けられるのである。筆者が調査したところ、濁音専用の一音節仮名は「加津加沼（潜かぬ）」（上二〇七）の訓仮名「津」一例と、「知坐羽（知らませば）」（下二六七）の訓仮名「羽」一例、「甘南備（神なび）」（上二四二）の音仮名「備」一例だけであった。これらはそれぞれその文字が仮名として使われている例自体が一例であるため、たまたまそれが濁音節であっただけである可能性が高い。特に「津」と「羽」の訓仮名が清濁を書き分けていたとは考えにくく、「備」も「神のいるところ」を意味する「神

なび」が「神南備」や「神奈備」という文字列で固有名詞表記のように固定化していた可能性も考えられる。純粹に濁音専用とみられる万葉仮名は使われていないと言つてよいであろう。

川端善明（一九七五）は、『新撰万葉集』が万葉仮名（川端の用語では「真仮名」）で書かれていながらも実質的には平仮名の文字列が内包されていることを指摘しており、内田順子（二〇〇五）は、川端の言を引用しつつ、次のように述べている。

『新撰万葉集』和歌の表記は、実質的には、語や音節の「かな」によって想定された形に対して漢字を当てていくやり方でなされたと言つてよいものと思われる。川端善明氏は、『新撰万葉集』の訓仮名の特徴を、「仮名に対する関係から計算された用字」と考えられると論じられた。「一声」を「人音」と、「悲しき」を「金敷」と表記するような、「意味に対してその直接的な表記を殊更に避けた用字」、「告貫牟」、「不相見程丹成沼（ニナリストオモヘバ） 倍者」のように、「意味の分節と文字のそれが齟齬する表記」等の、意味を覆い隠す表記は、「一次的に、文字列が意味に対して等質であるような文字があり、その文字に対する二次的な表記」であり、一次的な表記とは「草にせよ平仮名にせよ要するに、仮名」である、と。「かな」がその底にあったことは、清濁を区別しないという一事に明らかである。（三七五～三七六頁）

内田は、『新撰万葉集』に清濁の書き分けが見られないことを、それが平仮名・片仮名（以下「かな」と総称する）を根底にもつた表記であったことに結びつけて説明している。当時「かな」がす



このように、『新撰万葉集』の多音節訓仮名が一例の例外を残してすべて第二音節以降で清濁を書き分けていることが明らかとなった。そして、清濁書き分けのされない万葉仮名資料は、当時の清濁の違いが聞き取れない「耳」をもった人物によって書かれたものであると考える説は、ここでも否定されることになる。音仮名や訓仮名の第一音節の清濁は聞き取れなかったが、第二音節以降の清濁は聞き取れる「耳」があるという、特殊な状況を想定しなければならなくなるからである。先ほど川端と内田の説を引いたように、『新撰万葉集』は、「かな」の存在を根底にもって表記が実現されたと考えられる。平仮名文に多音節訓仮名由来の「かな」を多く使った例はないが、もしあったとしたら、やはり『新撰万葉集』と同じように、その第二音節以降は清濁を書き分ける形で用いられるのではないか。そのような文字意識が「かな」の側にあるからこそ、『新撰万葉集』に清濁を書き分ける形で多音節訓仮名が使われているのだと考えられる。

さて、これを一字一音節の音仮名の側から言えば、『新撰万葉集』の音仮名は清濁に関して、訓仮名と同じ表記システムを獲得していると言えるのではないだろうか。つまり、「かな」の成立期にあたって、音仮名が中国語の音であるという意識を捨て去り、日本語の音節―たとえば、*ka*、*sa*、*na*―をあらわす文字だと考えられるようになった結果、訓仮名と同じように第一音節は当然清濁に両用されるものとして見なされる存在になったのではないか。実は西宮(一九七〇)にも、それに近い考えが示されている。

一音節語の訓仮名は清濁、両用であつて決して混用ではない。これはいはゆる「連濁の現象」を以て説明できるものである。そして、字音仮名のうちの一字一音の仮名が清濁、両用の傾向が強くなり、平安期以降片仮名平仮名として完全に、両用されるやうになるのも、この一音節語の訓仮名の清濁、両用の影響によることが多いと考へるべきものである。(六〇七頁)

西宮は、一字一音節の音仮名が清濁、両用になることについて、一音節訓仮名の影響があるとのみ述べているが、実際には音仮名が訓仮名と同様に扱われるようになり、日本語の一音節をあらわす文字として確立したと捉えるべきではないだろうか。

## 五 清濁を書き分けない上代の文献

初めに述べたように、記紀万葉の万葉仮名が清濁をよく書き分ける一方で、同時代やそれ以前であっても正倉院万葉仮名文書や木簡には清濁の書き分けが見られない。そしてそこには、清濁の書き分けが見られないのと同時に、音仮名と訓仮名が混用されている。

### 【正倉院万葉仮名文書・甲(一部)】

伊比いひ禰ひ与よ久く加か蘇そ  $\beta$ 天あま多た末ま不ふ  $\beta$ 之し (七六二年以前  $\beta$ 部)

### 【観音寺遺跡出土木簡】

奈尔波なにら尔に作し久矢くや己乃波奈このな (七世紀後半 木簡番号六九)

### 【飛鳥池遺跡出土木簡】

止求とく止佐とさ田目ため手て和わ  $\square$  / 羅久らく於お母も閉皮へ (七世紀後半 木簡番号七三〇)

\*ゴシック体 II 訓仮名

つまり、このような万葉仮名文書や木簡においては音仮名が訓仮名と同じ価値をもっているものであり、そのことが清濁書き分けをしない万葉仮名としての条件ではなかったか。もちろん、清濁の書き分けをしなくなれば結果的に犬飼の言うように簡易的で能率的な表記システムとなり得るが、そのようなことになるきっかけは、音仮名が訓仮名と等質になることにあつたと思われるのである。

『万葉集』の訓字主体表記は、確かに音仮名と訓仮名が一つの歌表記の中に同時に現れてはいたが、実際には音訓の区別がはっきりと意識され、音仮名間に訓仮名が孤立したり、訓仮名間に音仮名が孤立したりする混用が避けられていた。<sup>(6)</sup> また、『万葉集』の仮名主体表記がほぼ音仮名のみで形成されていて、訓仮名は排除されている点から見ても、『万葉集』が音訓の仮名を区別する資料であることがわかる。

つまり、訓仮名と等質に混用されないのに清濁の区別がなされない音仮名は基本的にはないのではないか。『万葉集』の仮名主体表記巻に当たる巻十四の東歌と巻十九の防人歌は、清濁の書き分けが他の巻に比べてゆるいことが知られているが、ゆるいといはいえ大部分の清濁は書き分けられているし、またこれらの場合はむしろそこに反映された方言音側の問題を考慮する必要があるであろう。また、大野晋（一九四五）によって後世の補修が施されたとされる巻十八の問題となる歌群には、清濁の違例とともに訓仮名が多いこともよく知られている。

清濁の書き分けが無くなる様子と、音仮名と訓仮名の混用が進

む様子とが関連して観察される文献に、宣命体の資料がある。『続日本紀』から『日本三代実録』までの五国史に収載されている宣命の仮名について、清濁の書き分けの厳密さを記号で示すとおおまかには次のようになる。「違例率」とは、ガ・ザ・ダ・バ行の濁音節に清音仮名が当てられている割合である。<sup>(7)</sup>

① 続紀宣命の大字（淳仁称徳期以外） 違例率 0 ～ 5%

<

② 続紀宣命の大字（淳仁称徳期） II 続紀宣命の小子  
違例率 30 ～ 50%

<

③ 四国史宣命<sup>(9)</sup> 違例率 95 ～ 100%

この順で後に行くほど清濁の書き分けがゆるくなるが、それぞれの資料が含む万葉仮名総数と訓仮名総数、万葉仮名総数に対する訓仮名総数の割合、訓仮名例は【表2】の通りである。

表2 五国史宣命の資料別  
仮名用例数

③	②	①	
10709	6259 (うち大字365)	433	総万葉仮名数
136	26 (うち大字4)	1	総訓仮名数
1.26%	0.41%	0.23%	総訓仮名数の割合
三ミ部、穴フ、津ッ、見女	子部、津ッ、根部	津ッ	訓仮名例 (振り仮名はよみの例)

このとおり、①～③へと清濁の書き分けをしなくなっていくことにし

たがって、訓仮名の割合が増えてゆき、訓仮名と音仮名が混用されていることがわかる。やはり、清濁書き分けのゆるみと音仮名が訓仮名と等質化することは密接に関係していると思われる。

## 六 清音の仮名の濁音節への流用

また、このように考えるときに考慮されるべき事象のひとつとして、清音の仮名が濁音節に流用されることはあっても、濁音の仮名が清音節に流用されることはほとんど無いことが挙げられる。単に音仮名において清濁の区別がなくなるといっただけであれば、元々濁音仮名であったものが清濁両方に使われることがあっていいはずである。しかしそのような現象は実際にはほとんど起こらず、多く清音節に当てられている仮名が濁音節にも当てられる形で清濁両用が起こっているのである。

『万葉集』の音仮名にも一部ではあるが、清濁を書き分けない万葉仮名が見られる。多くはたとえば「賀」や「伎」など、これまでいわゆる清濁両用仮名と呼ばれてきたものである。これらは中国語音での全濁音字であるため呉音ではガヤギといった濁音の漢字音をもつとされるものだが、清音化した漢音もこの時代に日本へ伝わっており、清音カヤキもこの字の漢字音として認識されていたことが想定しうる。また実際に『万葉集』中にも清音での使用が無視できないほど多いため、あらかじめ清濁両用仮名として捉えられるものである。

いま注目したいのは、そのような中国語の字音側の問題が無いにも関わらず、清音の仮名が濁音節へも流用されているものや、

濁音の仮名が清音節へも流用されているものである。それぞれに該当する『万葉集』中の万葉仮名を挙げると次の通りである。

【清音の仮名が濁音節へも流用されているもの】  
加可<sup>カ</sup> 枳<sup>キ</sup> 支<sup>シ</sup> 企<sup>キ</sup> 氣<sup>キ</sup> 故<sup>コ</sup> 己<sup>己</sup> 佐<sup>サ</sup> 須<sup>ス</sup> 蘇<sup>ソ</sup> 曾<sup>ソ</sup> 多<sup>タ</sup> 他<sup>タ</sup> 知<sup>チ</sup> 都<sup>ト</sup> 弓<sup>ト</sup> 倭<sup>ト</sup> 氏<sup>ト</sup> 天<sup>ト</sup> 等<sup>ト</sup> 登<sup>ト</sup> 止<sup>ト</sup>  
波<sup>ハ</sup> 比<sup>ヒ</sup> 不<sup>フ</sup> 保<sup>ホ</sup>

【濁音の仮名が清音節へも流用されているもの】

(<sup>ケ</sup>祁) 太<sup>テ</sup> (<sup>ヘ</sup>敝) (<sup>ベ</sup>弊)

右に濁音の仮名が清音節へも流用されているものとして挙げたもののうち、括弧に入れて示した「祁」「敝」の三字は、むしろ濁音節よりも清音節ケ甲類やヘ甲類に使用する例の方が多く、『万葉集』ではそれぞれ清音節をあらわす仮名として認識され使用されているようなので、「流用」の例としては除外すべきように思われる。なお、『古事記』でも「祁」と「弊」は清音節専用の万葉仮名として使用されている<sup>11</sup>。また、「太」について本稿が底本とした増訂書房本において、清音タに当てられていると見られる例は次の六例である。

「久佐太<sup>クサタ</sup>哀利<sup>アエリ</sup> (草手折り)」(万⑤八八六)、「比太<sup>ヒタ</sup>照尔<sup>テリ</sup> (ひた照りに)」(万⑧四一一)、「末支<sup>セ</sup>太<sup>テ</sup>末不<sup>ヘ</sup> (任きたまふ)」(万⑧四一一)、「牟<sup>ム</sup>可比<sup>キ</sup>太<sup>テ</sup>知<sup>チ</sup> (向かひ立ち)」(万⑧四一二五)、「伊牟<sup>イム</sup>可比<sup>キ</sup>太<sup>テ</sup>知<sup>チ</sup> (い向かひ立ち)」(万⑧四二二七)、「伊乎<sup>イフ</sup>佐<sup>サ</sup>太<sup>テ</sup>波<sup>ハ</sup>佐<sup>サ</sup>美<sup>ミ</sup> (いをさ手挟み)」(万⑩四四三〇)

このうち、四一一・四一二三番歌は大野晋(一九四五)による後世補修歌辭に該当する。また、八八六・四一二五・四一二七番歌は「くさだをり」「むかひだち」「いむかひだちて」のように連

濁音を想定して濁音とすることも可能である。四四三〇番歌は「いをさ」が未詳の語であり、語釈に一考の余地が残るが、とりあえず清音節に濁音の仮名を当てたものとして保留しておくことにする。なお、『古事記』の仮名の清濁書き分けについて論じた春日和男（一九四二）は、「太」について全濁音字「大」との混用において清濁両用となったかと述べている。

以上を見ると、『万葉集』で清濁を書き分けない例のうち、「太」の一例を除くすべてが、清音の仮名が濁音節へと流用されているものなのである。もちろん、濁音節よりも清音節の方が仮名で書かれる絶対数が多くなるため、そのことは考慮に入れなければならないが、「我」や「具」「杼」のようにかなりの用例数が見受けられるのでさえ、清音節に流用することがない。これはつまり、濁音の仮名は元々濁っているため清音の形を想定して清音節へ流用することができなかつたが、清音の仮名は訓仮名と等質になつた場合、訓仮名が連濁形を想定して濁音節へも両用できるのと同じように、濁音の形を想定して濁音節へ流用することが可能となつたものではないだろうか。『万葉集』の音仮名の中にも、ごく一部ではあるうがともすれば訓仮名との質の違いが忘れられそうになるものがあり、それが清音の仮名が濁音節へも流用されているものではないか。右に挙げたそれらに当たる二八種の万葉仮名は、多くがそれぞれの清音節に使われる仮名として使用頻度の高いものであつて、くり返し広く使用されることによつて、音仮名であるというよりも日本語の音節をあらわす文字であるという意識が生じやすく、訓仮名と等質になりやすかつたのではな

いかと思われるのである。

なお、音仮名であるか訓仮名であるかの意識の境界が曖昧な仮名であることが指摘されている「香」や「邊」<sup>13</sup>には、仮名として清音カ・ヘ甲類の用例が多いが、濁音ガ・ベ甲類に当てた例も次のように見受けられる。

能登海<sup>のとのうみに</sup>釣<sup>つり</sup>為<sup>なり</sup>海部<sup>あまの</sup>之<sup>の</sup>射<sup>い</sup>去<sup>ひ</sup>火<sup>の</sup>之<sup>の</sup>光<sup>ひかり</sup>尔<sup>の</sup>伊<sup>い</sup>往<sup>む</sup>月<sup>つき</sup>待<sup>まち</sup>香<sup>か</sup>光<sup>か</sup>（万<sup>12</sup>三二六九）  
草<sup>くさ</sup>枕<sup>まくら</sup>多<sup>た</sup>妣<sup>は</sup>伊<sup>い</sup>尔<sup>る</sup>之<sup>の</sup>伎<sup>ぎ</sup>美<sup>み</sup>我<sup>が</sup>可<sup>か</sup>敞<sup>あ</sup>里<sup>り</sup>許<sup>こ</sup>牟<sup>む</sup>月<sup>つき</sup>日<sup>ひ</sup>乎<sup>こ</sup>之<sup>の</sup>良<sup>よ</sup>牟<sup>む</sup>須<sup>す</sup>邊<sup>へ</sup>能<sup>の</sup>思<sup>し</sup>良<sup>ら</sup>  
難<sup>た</sup>久<sup>く</sup>（万<sup>12</sup>三九三七）

さらに、平安時代前期の平仮名字母も、ほとんどが上代において清音の仮名であつたものである。十世紀中頃までの一次資料に見られる仮名字体を矢田勉（二〇二二、一九九八）によつて確認すると、清濁の対立を持つ音節に使用された仮名字母は【表3】のとおりであつた。

表3 平安時代前期の平仮名字母例

ハ	タ	サ	カ
波	多 <sup>タ</sup> 太 <sup>タ</sup>	散 <sup>サ</sup> 左 <sup>サ</sup>	加 <sup>カ</sup> 可 <sup>カ</sup>
ヒ	チ	シ	キ
比		之 <sup>シ</sup>	支 <sup>キ</sup> 幾 <sup>キ</sup>
フ	ツ	ス	ク
不 <sup>フ</sup> 布 <sup>フ</sup>	徒 <sup>ツ</sup> 川 <sup>ツ</sup>	須 <sup>ス</sup> 数 <sup>ス</sup> 春 <sup>ス</sup>	久 <sup>ク</sup>
ヘ	テ	セ	ケ
部	弓 <sup>テ</sup> 天 <sup>テ</sup>	世 <sup>セ</sup>	計 <sup>ケ</sup> 介 <sup>ケ</sup>
ホ	ト	ソ	コ
	止 <sup>ト</sup> 度 <sup>ト</sup>	所 <sup>ソ</sup> 曾 <sup>ソ</sup>	許 <sup>コ</sup> 己 <sup>コ</sup>

母体となる資料の仮名総数が多くないため埋まらない欄もあるが、このうち上代資料における濁音の仮名が用いられているものは「太」だけである。なお、訓仮名由来の字母をもつ仮名も見られ、表にある「部」のほか「見」「女」「江」が使用されていた。

## 七 音仮名の訓仮名化

以上見てきたとおり、清濁を書き分けられない表記システムと、音仮名と訓仮名を区別しない表記システムは密接な関係にあり、訓仮名の第一音節が清濁に両用されることから、音仮名と訓仮名が等質になった末の音仮名も同様に清濁両用が可能であったと考えられる。このように考えると、万葉仮名から「かな」への流れの中には、音仮名の訓仮名化と言えるような現象があるのではないだろうか。

第一節で触れたとおり、統紀宣命は大字と小字とで清濁の書き分けの度合いが異なる。清濁を厳密に書き分ける大字と清濁の書き分けがゆるい小字といった、二種類の表記システムが一つの資料の中に存在するように見えるのは、漢字音を担う中国語由来の文字としての万葉仮名か、日本語の音節をあらわす文字としての万葉仮名かという意識の違いが、大字と小字それぞれに表われていたと考えられる。大字の仮名は変体漢文の本行中に主に自立語を本行と同じ大きさで書き表わすため使われるものであり、小字の仮名は主に送り仮名や付属語などの日本語の文法要素を本行よりも小さい字で書き表わすため使われるものである。そのような表記体——ここでは大字と小字——ごとに、どちらの意識で万葉仮名を使うかが分かれており、万葉仮名に対する意識の違いが自然と清濁のゆるみに反映されたのであろう。

現代語においては、一般に漢字の音と訓とはあまり意識されていないのが普通ではないか。上代の万葉仮名は現代の漢字とは違

い、音と訓とをよく区別して意識されていたと考えられるが、それは記紀万葉に見られるようなもののみであって、木簡等の万葉仮名には音訓が等質なものがあり、それらはすべて日本語の音節をあらわす訓仮名のように把握されていたであろう。そういった資料において音訓を区別せず清濁を書き分けていない事実が、このことを示しているのである。もちろん、いわゆる漢語としての字音語は、まだそのように訓と区別無く把握されるようなことはなかったであろうが、万葉仮名の音仮名については、字音語から離れて先に訓仮名との区別がなくなっていくと考えられる。考えてみれば当然のことではあるが、音仮名は中国語由来の文字としての性格を捨てて訓仮名化しないと、真に日本語の音節をあらわす文字にはなれないのである。

注(1) 早くに本居宣長が『歴朝詔詞解』で述べ、大野透(一九六二)にも指摘がある。

(2) 本稿における『万葉集』の本文・訓・歌番号は、『萬葉集 本文篇』(瑞書房)一九八九年版による。また、本稿では、『万葉集』の訓字主体表記巻および訓字主体表記を巻一〜四、六〜十三、十六の十三巻およびその表記と定義し、仮名主体表記巻および仮名主体表記を巻五、十四〜十五、十七〜二〇の七巻およびその表記と定義する。

(3) 『日本語の歴史』では、連濁によらない濁音を「本来の濁音」とすること、連濁による濁音は後発のものとなし、肥爪周二(二〇一九)によると、連濁による濁音はむしろ本来のものであり、連濁によらない濁音が後発のものだということであるが、肥爪も「清濁の対立の音韻化は、上代日本語はもちろん、日琉祖語の段階で、すでに起こっていたことになろう。」(五〇四頁)としている。

(4) 本稿における『新撰万葉集』の本文・訓・歌番号は、『新撰万葉集総索引』増田繁夫監修・杜風剛編(和泉書院)一九九五年刊による。なお、下巻末尾の女郎花歌二十五首は、後の補入が疑われるため対象から外した。

(5) このことを早く指摘しているものに春日政治(一九八二、一九三三)があり、犬飼隆(二〇一四)に木簡の具体例が詳しい。

(6) 稲岡耕二(一九七六、一九六五)、澤崎文(二〇一四)など。

(7) 澤崎文(二〇一五、二〇一九)での調査による。本稿では紙幅の関係で上記論文の調査内容を繰り返さない。なお、調査にあたり五国史宣命の底本は次のものを使用した。

『続日本紀宣命 校本・総索引』北川和秀(吉川弘文館)一九八二

『新訂増補國史大系 日本後紀』(吉川弘文館)一九八二

『新訂増補國史大系 續日本後紀』(吉川弘文館)一九八二

『新訂増補國史大系 日本文德天皇實録』(吉川弘文館)一九八二

『新訂増補國史大系 日本三代實録』前篇・後篇(吉川弘文館)一九八二

(8) 清音館に濁音仮名が当てられる割合は、①③すべての資料を通して5%未満である。

(9) 五国史宣命から『続日本紀』宣命を除いたものを、「四国史宣命」と呼ぶ。

(10) ここでは、混用といっても訓仮名の割合が1・26%であり、決して高いとは言えない。ただし、参考までに青谿書屋本『土左日記』本文の初め五丁と終わり五丁をそれぞれ調査したところ、訓仮名由来の字母が占める割合は初め2・00%、終わり2・70%、平均2・32%であった。これを平安時代前期の平仮名における訓仮名混用率の目安とみると、平仮名ですら訓仮名由来の字母の比率は高くないことがわかるため、③の1・26は低すぎる数値とは言えないであろう。

なお、『土左日記』の調査には萩谷朴編『影印本土左日記(新訂版)』二〇一七年二五刷(新典社)を使用した。

(11) 「敵」は「古事記」において清音節にも濁音節にも用例がない。

(12) キ乙類の「枳」、タの「他」、テの「侶」、フの「不」は比較的用例が少ないものであるが、その他は上代文献の万葉仮名としてかなり広く一般的に見られる。

(13) 李敬美(二〇一四)(二〇一五)による。

(14) 資料は「有年申文」(八五九〜八七七年頃)、「円珍病中言上状」(八八九〜八九八年頃)、「多賀城跡出土漆紙仮名文書」(九世紀中頃)、「因幡国司解案紙背消息」(九〇一〜九三三年頃)、「齋然誕生記」(九三八年)、「醍醐寺五重塔平仮名落書」(九五一年頃)である。

【引用文献】本文引用の際は旧字を新字に改めた。

李敬美(二〇一四)「万葉歌の「邊」の用法について」『百舌鳥国文』二五号

——(二〇一五)「仮名「香」から見る字音語「か(香)」の可能性——万葉歌中の「香」の用法を中心に」『美夫君志』九二号

稲岡耕二(一九七六)「万葉集の交用表記・準交用表記」『萬葉表記論』(稿書房)

——「万葉集の交用表記・準交用表記について」『武庫川女子大学紀要』二二集、一九六五年初出

犬飼隆(二〇〇五)「万葉仮名に内含されていた片仮名・平仮名への連続面」『上代文字言語の研究 増補版』(笠間書院)「万葉仮名から仮名へ」『国語学』九三号、一九七三年初出

——(二〇一四)「木簡による日本語書記史 2011増訂版」(笠間書院)

内田順子(二〇〇五)「新撰万葉集 和歌の表記について」『新撰万葉集注釈』巻上(一)(和泉書院)

大野晋(一九四五)「萬葉集卷第十八の本文に就いて」『国語と国文学』二二卷三号

大野透(一九六二)『萬葉仮名の研究』(明治書院)

春日和男(一九四二)「古事記に於ける清濁書分について」『国語国文』一卷四号

春日政治(一九八二)「仮名発達史序説」『春日政治著作集 第一冊』(勉誠社) 『岩波講座日本文学』第二〇回配本(岩波書店)、一九三三年初出

亀井 孝(一九八五)「かなはなぜ濁音専用の字体をもたなかったか」をめぐってかたる「亀井孝論文集5 言語文化くさくさ」(吉川弘文館) 『人文科学研究』一〇二号、一九七〇年初出

亀井 孝・大藤時彦・山田俊雄編(二〇〇七)『日本語の歴史2 文字とのめぐりあい』(平凡社ライブラリー) 同名書(平凡社)、一九六三年初出

川端善明(一九七五)「万葉仮名の成立と展相」『日本古代文化の探求 文字』(社会思想社)

澤崎 文(二〇一四)「漢字万葉仮名交じり表記に見える音仮名と訓仮名の区別意識について」『早稲田日本語研究』二三号

(二〇一五)『続日本紀』宣命の清濁書き分けと宣命書きの表意意識』『論集』一〇号

(二〇一九)「四国史宣命の清濁書き分けと表記の踏襲について」

て』『論集』一四号

鶴 久(一九六〇)「万葉集における借訓仮名の清濁表記——特に二音節訓仮名をめぐって——」『萬葉』三六号

西宮一民(一九七〇)「万葉集の借訓文字と清濁」『日本上代の文章と表記』(風間書房) 「上代語の清濁——借訓文字を中心として——」『萬葉』三六号、一九六〇年初出

浜田 敦(一九七二)「清濁」『国語国文』四〇巻一、一、二

肥爪周二(二〇一九)「日本語音節構造史の研究」(汲古書院)

馬淵和夫(一九七七)「国語の「清濁」」『松村明教授還暦記念 国語学と国語史』(明治書院)

矢田 勉(二〇一二)「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字・表記史の研究』(汲古書院) 「平安鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字史の研究 四』(和泉書院)、一九九八年初出

屋名池誠(二〇一一)「仮名はなぜ清濁を書き分けなかったか」『藝文研究』一〇一号第一分冊

## 新刊紹介

田淵句美子著

### 『女房文学史論—王朝から中世へ—』

和歌や日記文学に、数多くの研究を積み重ねてきた著者が、女房文学という切り口から成果を体系化した大著である。序章および六部全二十三の章から成る。世界文学の視野に立てば、日本においては文学の担

い手としての女性の登場は突出して古い。こうした点も序章に指摘されており、文学とジェンダーをめぐる透徹した考察が、具

体性をもつて論じられていく。第一章では、女房あるいは女性の文学が社会の制度

の中でどのような背景をもったのが概説され、以下、『紫式部日記』『源氏物語』『建

礼門院右京大夫集』『うたたね』とはずが

たり『無名草子』などの作品が組上りの

ばり、俊成卿女・民部卿典侍(藤原因子)・

阿仏尼などの女房が論じられていく。平安時代から中世にかけての、いわゆる

女房文学の展開を、新たな視点からとらえ直した内容といえるだろう。第五部で示さ

れる、教育という規制を介しての考察なども、斬新である。古典文学研究者必読の一

冊といって過言ではない。

(二〇一九年八月、岩波書店 A5判 六

四八頁 本体一三〇〇〇円)

〔雲州甲乙人〕